

令和2年度「岐阜県愛のともしび基金」の補助金申請を募集します

岐阜県愛のともしび基金では、県民の皆さまからの善意の寄附金を財源とし、社会福祉法人、福祉 NPO、ボランティア等営利を目的としない団体が行う地域福祉活動に対して、補助金の交付を通じその取組みを支援しています。このたび、「令和2年度岐阜県愛のともしび基金事業費補助金」事業の募集を下記により開始します。

記

1 補助対象者

社会福祉法人及びその他知事が助成を必要と認める福祉活動を行う非営利団体

※法人格のない団体については、原則として、会則、規約等を有し、5名以上で構成された組織であって、毎年度事業予算を作成し、決算が行われていることが必要

※市町村、特別地方公共団体、市町村社会福祉協議会及び地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする社会福祉事業団等は補助対象外

※補助を受けようとする年度、前年度又は前々年度にこの補助金の交付を受けた者(団体)は、補助対象外

※補助金の交付を受けようとする年度の前年度の決算において、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人は補助対象外

※国、地方公共団体の負担金又は補助金及び民間資金の対象となった事業、国・地方公共団体から委託を受け実施する事業、並びに公の施設の指定管理者として行う場合は補助対象外

2 補助対象事業等

補助対象事業	補助率	補助限度額
1 社会福祉法人等施設整備事業	1/2	1,500千円
2 社会福祉法人等備品整備事業	1/2	750千円
3 社会福祉法人等調査・研究開発事業	1/2	500千円
4 社会福祉法人等啓発事業	1/2	500千円
5 福祉活動団体育成事業	1/2	500千円
6 その他の事業	1/3	500千円

3 申請方法 ※昨年度から様式を変更しているものがありますので、古い様式を使用しないようご注意ください。

(1) 申請に必要な書類

ア 別記第1号(要添付書類)、別紙所要額調書

イ 岐阜県愛のともしび基金事業費補助金申請団体等状況調査票

(「作成方法」を参照のうえ、作成ください。各様式及び「作成方法」はホームページからダウンロードできます。)

(2) 提出部数 ア、イを3部(原本1部、写し2部)

(3) 提出期限・提出場所

令和2年4月1日(水)～6月30日(火)の間に補助対象事業を実施する事業所等が所在する市町村の福祉担当課へご提出ください。

※募集案内や補助金交付要綱、各種様式等の詳細は、岐阜県庁のホームページからご覧いただけます。

岐阜県庁トップ > 子ども・女性・医療・福祉 > 地域福祉・その他 > 愛のともしび基金

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/tiiki-fukushi-sonota/tiiki-fukushi/11219/index_22774.html

4 お問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県地域福祉課(地域福祉係)

TEL 058-272-1111(内線)2622